平成２３年（フ）第４４５号
兵庫県加古川市野口町坂井118番地の２
債務者　住本　隆敏
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４６号
兵庫県加古川市野口町坂井118番地の２
債務者　住本　真弓
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４０８号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目４番１号　埼玉荘201、前住所埼玉県富士見市羽沢３丁目８番16号
債務者　矢口　俊策
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９１号
埼玉県川越市上野田町４番地30　パンドバリーＫ103号室、前住所埼玉県川越市東田町７番地72
債務者　髙橋　一郎
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井哲三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５３１号
大阪市住吉区長居東１丁目11番11号　シティーハイツ浅田101号、前住所大阪市東住吉区東田辺２丁目11番18号
債務者　祐建こと　家田　貴夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５４号
広島市安佐南区祇園１丁目27番24―201号、申立時の住所広島市中区羽衣町２番21―601号
債務者　川上　智子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水憲一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７４号
広島市西区己斐東２丁目15番１号
債務者　杉野　治彦
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１号
広島市佐伯区五月が丘５丁目25番５号
債務者　伊藤　修二
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０１号
広島県東広島市西条中央３―35―４―Ａ201、住民票上の住所大阪府豊中市玉井町２丁目３番26―202号
債務者　寺西　達也
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１号
山梨県甲府市飯田５丁目14番14号
債務者　大澤　勝治
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　厚博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
山梨県甲府市飯田５丁目14番14号
債務者　大澤　文子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　厚博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９６号
大阪市中央区森之宮中央１丁目23―14　玉堀シャトー202、住民票上の住所大阪市中央区玉造１丁目13番３号　ブルーオーシャンダイエ401
債務者　山地重工業こと由喜こと　中西　小夜
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３１号
大阪市都島区高倉町２丁目２番11号
債務者　ＴＯＭＹ―ＣＡＳＴこと　吉冨　久夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５６号
大阪市旭区新森７丁目15番34号　松井マンションＣ―２
債務者　カノウニットこと　森山　光夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７９０号
大阪市都島区毛馬町２丁目３番８―1303号
債務者　香月　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部